#### 資料19　欠格事由に該当しないことの誓約書例（理事）

誓約書（理事）

私は、社会福祉法人○○会の理事に就任するにあたり、次の各号に該当しないことを誓約します。

また、今後これらの事項に該当したときは遅滞なく報告します。

１　社会福祉法第44条第１項において準用する社会福祉法第40条第１項各号

２　各理事と親族等の特殊関係にある者が上限を超えて含まれていること

３　暴力団員等の反社会勢力者

社会福祉法人○○会

理事長　　　○○○○　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和○○年○月○日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所　○○○○○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　○○○○　(印)

|  |
| --- |
| （参考）  ・社会福祉法第44条第１項  第40条第１項の規定は役員について準用する。  ・第40条第１項  次の各号のいずれかに該当する者は、評議員となることができない。  一　法人  二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの  三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  五　法第56条第８項の規定による所轄庁の解散命令による解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員  ・第44条第６項  理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。  ・「社会福祉法人の認可について」(厚生労働省局長連名通知)別紙「社会福祉法人審査基準」第３の１の（６）  暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。 |